

大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程

宝塚市立看護専門学校運営会議規程

(趣旨)

第1条 宝塚市立看護専門学校学則(平成7年規則第18号)第32条の規定に基づき、学校の円滑な運営を図るため、宝塚市立看護専門学校運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 運営会議は、次の事項について審議する。

- (1) 学校の教育方針、教育計画及び教育内容に関すること。
- (2) 学校の学則並びに規程の制定改廃に関すること。
- (3) 学生の退学(学則第16条第1項の規定に基づく退学を除く。)及び懲戒処分に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、学校の管理運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 運営会議は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、学校長をもって充てる。
- 3 副委員長は、教務主任をもって充てる。
- 4 委員は、総務部長、総務部次長(総括担当及び行政・経営担当)、その他委員長が必要と認めた者で構成する。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営会議は、4月及び9月に開催するものとする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、随時開催することができる。

- 2 運営会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 運営会議の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(秘密の保持)

第6条 委員長、副委員長、委員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。